

浜松市債権回収対策会議設置要綱

(設置)

第1条 浜松市の有する公債権並びに私債権の回収及び適正な債権管理を目的として、浜松市債権回収対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 対策会議は、次の検討を行う。

- (1) 債権管理基本方針
- (2) 滞納金の実態把握と具体的な債権回収方法
- (3) 債権回収及び管理に関する各部課間の具体的な連携内容
- (4) その他債権回収及び管理に関し必要な事項

(構成)

第3条 対策会議は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 座長 財務部長
- (2) 委員 税務担当部長、債権所管課長、その他座長が必要と認める者

(開催)

第4条 対策会議は、原則として年2回(7月、12月)開催するものとする。ただし、座長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

(事務局)

第5条 対策会議の事務局は、財務部収納対策課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、座長並びに事務局が協議のうえ定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。